

名古屋市交通局管理規程第13号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第1条中第2号及び第3号を削り、第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 乗合自動車の運転に関する業務に従事する職員（以下「バス運転士」という。）
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許」という。）取得のための教習、路線習熟等に従事する職員（以下「養成枠職員」という。）
- (4) 駅務に関する業務に従事する職員（以下「駅務員」という。）
- (5) 施設又は車両の保守、補修等の業務に従事する職員（以下「技術員」という。）

第2条を次のように改める。

（任用）

第2条 会計年度任用職員は、地公法第16条各号のいずれにも該当しない者から、選考により、交通局長が任用する。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たす者に限る。

- (1) バス運転士 大型自動車第二種免許を有し、大型自動車の運転業務の経験を有する者
- (2) 養成枠職員 大型自動車第二種免許の受験資格を有する者
- (3) 駅務員 駅務員従事業務の経験を有する者
- (4) 技術員 技術員従事業務の経験を有する者

(5) 監視員 道交法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有する者又は過去に有した者

(6) 保健指導員 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する免許を有する者

第5条中第2号及び第3号を削り、第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

(2) バス運転士 1日4時間（別に定める場合は、別に定める時間）・1週間平均20時間

(3) 養成枠職員 1日7時間15分・1週間平均36時間15分

(4) 駅務員 1日4時間・1週間平均20時間

(5) 技術員 1日7時間45分・1週間平均31時間

第5条に次の1項を加える。

2 養成枠職員が、大型自動車第二種免許取得のために合宿の方法により教習所で教習を受ける期間については、労基法第38条の2の規定を適用し、前項第3号に規定する1日の勤務時間労働したものとみなす。

第6条中第2号及び第3号を削り、第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

(2) バス運転士 4週を通じ8日

(3) 養成枠職員 4週を通じ8日

(4) 駅務員 4週を通じ8日

(5) 技術員 4週を通じ12日

第12条第1項第1号中「整理員」を「養成枠職員」に改め、同項第2号中「部分休業等対応員」を「バス運転士、駅務員及び技術員」に改める。

第16条に次の2項を加える。

5 前4項の規定により付与された年次休暇のうち当該年度に利用しなかった日数がある場合において、その年度から継続してその次の年度も在職するときは、その日数を次の年度に限って利用することができる。

6 勤務時間規程第15条第1項から第4項までの規定により付与された年次休暇のうち当該年度に利用しなかった日数がある場合において、その年度から継続して会計年度任用職員として在職するときは、その日数を次の年度に

限って利用することができる。

附則第3項中「令和7年12月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に、「10,000分の13,492」を「10,000分の13,466」に改める。

別表第1区分の欄中「部分休業等対応員、整理員」を「バス運転士、養成枠職員、駅務員、技術員」に改め、同表備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項中「部分休業等対応員、整理員」を「駅務員、技術員」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 バス運転士及び養成枠職員が企業職給料表(3)の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、初任給規程別表第2初任給表3企業職給料表(3)職種欄の自動車運輸主事の区分によるものとした場合の号給に、経験年数による号給を加えたものとする。この場合において、適用する経験年数による号給については、経験調整数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 保健指導員給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
1	201,300
2	202,600
3	203,800
4	205,000
5	206,200
6	207,700
7	209,200
8	210,600
9	212,000
10	214,000
11	216,000
12	217,900
13	219,800
14	222,700
15	225,600
16	228,500
17	231,400
18	232,800
19	234,200
20	235,600
21	236,900
22	237,400
23	237,900
24	238,400
25	238,900
26	239,400
27	239,800
28	240,200
29	240,600
30	241,100
31	241,500
32	241,900
33	242,300
34	242,800
35	243,200
36	243,600
37	244,000
38	244,500
39	244,900
40	245,300
41	245,700
42	246,200
43	246,600
44	247,000

円

45	247,400
46	247,900
47	248,300
48	248,700
49	249,100
50	249,600
51	250,000
52	250,400
53	250,800
54	251,300
55	251,700
56	252,100
57	252,500
58	253,000
59	253,400
60	253,800
61	254,200
62	254,600
63	255,000
64	255,400
65	255,800
66	256,200
67	256,600
68	257,000
69	257,400
70	257,800
71	258,200
72	258,600
73	258,900
74	259,300
75	259,700
76	260,000
77	260,300
78	260,700
79	261,100
80	261,400
81	261,700
82	262,100
83	262,500
84	262,800
85	263,100
86	263,500
87	263,900
88	264,200
89	264,500

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。